

## 和光市減災用品支給等事業実施要綱

平成24年6月26日 告示第120号  
平成28年4月21日 告示第96号  
改正 令和3年9月24日 告示第252号

### (趣旨)

第1条 この告示は、震災等による家具等の転倒、通電火災その他の被害を防止するため、高齢者、障害者等を有する世帯に対して、減災用品の支給及びその取付け（以下「支給等」という。）を行う和光市減災用品支給等事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家具等 たんす、食器棚、書棚、テレビジョンその他にこれらに類する床設置の家具類（テーブル、机及び椅子を除く。）のうち、主に起居する寝室、居間等に設置されているもので、地震発生時の転倒により生命に危険を及ぼす可能性のあるものをいう。
- (2) 減災用品 震災等による屋内の被害を軽減するために設置する用品で別表に定めるものをいう。
- (3) 通電火災 震災等で破損した電気機器及びその配線に通電することで生じる火災をいう。
- (4) 感震ブレーカー（簡易タイプ） 家庭で用いる配線用遮断器に取り付けることで、一定程度以上の震度の地震が発生した際に、自動的に電気の供給を遮断する器具をいう。

### (対象者)

第3条 事業の対象となる世帯は、市内に居住し、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 65歳以上の者のみで構成される世帯
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定において、要介護2以上の認定を受けた者を有する世帯
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該障害の程度が1級又は2級に該当するものを有する世帯
- (4) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）第4条第

2項の規定による療育手帳の交付を受けた者で、当該障害の程度が㊤、A又はBに該当するものを有する世帯

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、当該障害の程度が1級に該当するものを有する世帯

(6) 難病患者（埼玉県等医療給付事業実施要綱（平成17年10月1日施行）に定める特定疾患医療受給者証若しくは指定疾患医療受給者証又は埼玉県小児慢性特定疾患医療給付事業実施要綱（平成17年4月1日施行）に定める小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けている者をいう。）を有する世帯

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める世帯  
（支給等）

第4条 減災用品（感震ブレーカー（簡易タイプ）を除く。）の支給等は、1世帯につき家具等4台までとし、かつ、別表左欄に掲げる減災用品に応じ、それぞれ同表右欄に定める点数の合計が100点を超えない範囲において行う。この場合において、上下分離式の家具等で一体として利用する家具等については1台として取り扱うものとする。

2 前項の支給等の回数は、1世帯につき1回を限度とする。

3 感震ブレーカー（簡易タイプ）の支給は1台とし、1世帯につき1回を限度とする。

（申請）

第5条 減災用品の支給等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、和光市減災用品支給等申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者のうち自己又は同居の者以外が所有する住宅に居住する者は、当該住宅の所有者又は管理者から減災用品の取付けを行うことについて和光市減災用品取付承諾書（様式第2号）により承諾を受け、前項の申請書に添えて市長に提出しなければならない。

（決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、減災用品の支給等の可否を決定したときは、和光市減災用品支給等決定（却下）通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（取付け）

第7条 減災用品の取付けは、前条の規定により支給等の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）が行うものとする。

（費用負担）

第 8 条 減災用品の支給等に要する費用は、市が負担するものとする。

(決定の取消し)

第 9 条 市長は、支給決定者が、次の各号にいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すものとする。

- (1) 第 3 条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により支給等の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消したときは、その理由を付して、和光市減災用品支給等決定取消通知書(様式第 4 号)により当該支給決定者に通知するものとする。

(器具等の返還)

第 10 条 市長は、前条の規定により支給等の決定を取り消したときは、支給した減災用品及びその取付けに要した費用の全部又は一部の返還を求めることができる。

(免責)

第 11 条 減災用品の支給等を行った家具等に起因して生じた損害については、市長は、その責めを負わない。

(委任)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第 2 条、第 4 条関係)

減災用品	点数
鋼鉄製ツッパリ棒(家具と天井間 25～35cm、35～50cm、50～80cm)	45
鉄製ツッパリ棒(家具と天井間 40～60cm、50～80cm、60～100cm)	20
鉄製ツッパリ棒(家具と天井間 13～23cm、23～30cm、30～40cm)	15
L型家具転倒防止器具	15
ベルト式耐震金具	15

粘着性耐震ゴム	20
感震ブレーカー	—